

じつぎょうがっこう 実業学校

明治初年以来鉱工業、農業、商業などの産業を実業と総称する習慣が生まれ、一般にこれら実業に従事しようとする者のための教育を行う学校を実業学校と称したが、1899年の実業学校令制定後は同令に準拠する学校を意味した。1910年には学校数（*実業補習学校、実業専門学校を除く）477校、生徒数約4万人であったが、最盛期の45年には1743校、生徒数約40万人に達した。実業学校には、次の種類があった。
①機械、電気などの近代工業の諸学科と実習を教授する工業学校。
②工業徒弟の育成をめざした徒弟学校。これは21年に廃止され、多くは工業学校となつた。
③女子に裁縫などを教授する学校は当初徒弟学校の一種とされたが、21年以後職業学校とされた。
④広く農業の学理と実際を教授する農業学校（歎医学校をふくむ）。
⑤漁業、養殖などの学理と実際を教授する水産学校。
⑥商業学校。
⑦商船学校。
⑧初等教育の補習を兼ねた実業補習学校。
⑨専門学校令に準拠した高水準の実業教育を行う実業専門学校（*専門学校）。このうち⑧⑨は除外して考えることが多い。また⑧⑨を除いた各学校は入学資格、修業年限などの違いにより甲種、乙種に区分され（21年以降は制度上の区分ではなく通称）、甲種実業学校は、その卒業生に専門学校入学資格が与えられており、中等学校程度として扱われた。実業学校の大部分は、第2次大戦後は、高等学校の職業学科（単科の場合は職業高校）に再編された。▶▶産業教育：実業教育

佐々木章